

事 務 連 絡
令和 7 年 7 月 14 日

各 都道府県喀痰吸引等研修担当者 御中
各 地方厚生（支）局担当者 御中

厚生労働省 社会・援護局福祉基盤課
福祉人材確保対策室
社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課

喀痰吸引等研修における通信・遠隔研修の取扱いについて

喀痰吸引等研修については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和 62 年厚生省令第 49 号）により基本研修（講義及び演習）及び実地研修の課程を定めており、喀痰吸引等研修実施要綱により、その詳細を定めているところです。

喀痰吸引等研修の実施については、「喀痰吸引等研修における通信・遠隔研修の取扱いについて」（令和 6 年 3 月 26 日付事務連絡。以下「前事務連絡」という。）により、基本研修（講義）について、教育内容が担保できることを前提として、インターネット等を活用した研修として実施できる旨、各都道府県宛に周知し、これに基づき対応いただいているものと承知しております。

今般、規制改革実施計画（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定※）において、喀痰吸引等研修に係る基本研修（講義）の受講について柔軟な対応が可能であることを明確化することとされたことから、別添としてインターネット等を活用した研修を行っている事例を追加し、改めて周知いたします。

ただし、基本研修（演習）及び実地研修については、従前どおり、インターネット等を活用した研修とすることはできませんので、ご留意願います。

また、本実務連絡の発出により、前事務連絡については廃止します。

※ 「規制改革実施計画（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）（抄）」

厚生労働省は、現行の喀痰吸引等研修において、基本研修と実地研修が要件とされているが、数日間に及ぶ業務時間外での受講が容易ではないことから修了者数増加の弊害となっているとの指摘等を踏まえ、特段の事情がない限り、基本研修の講義はオンラインによっても受講が可能であることや、一定期間内に集中的に受講する必要はなく、介護職員の日常業務の空き時間での受講が可能であることを明確化する。

記

○ 通信・遠隔研修の実施について

喀痰吸引等研修の研修内容の一部について、インターネット等を活用した通信・遠隔研修を実施するに当たっては、以下の事項についてご注意ください。

- (1) 通信・遠隔研修を可能とする範囲は、基本研修（講義）（以下「講義」という。）に限ります。
- (2) 通信・遠隔研修の実施方法・内容については、
 - ・ 都道府県又は登録研修実施機関（以下「都道府県等」という。）が実施する講義の同時中継（ライブ配信）
 - ・ 都道府県等が実施した講義を録画したDVD等メディアの配布又はオンデマンド配信
 - ・ 都道府県が実施しようとする講義を映像化したDVD等メディアの配布又はオンデマンド配信
 - ・ 遠隔システム等を活用した講義

等の手法が想定されますが、「喀痰吸引等研修実施要綱について」（平成24年3月30日社援0330第43号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「実施要綱」という。）の別添1に規定する「喀痰吸引等研修実施委員会」において、通信・遠隔研修の実施方法等について、十分に検討等を行った上で実施してください。

- (3) 通信・遠隔研修を実施する場合には、研修受講者の受講・進捗状況を適正に管理するため、受講・進捗状況を定期的に報告させる等の方法を研修受講者に周知し、受講状況の把握及び進捗管理を徹底してください。
- (4) 通信・遠隔研修修了後、実施要綱別添2及び3に規定する修得程度の審査方法（筆記試験）により、研修受講者が喀痰吸引等を安全に実施するための知識を修得していることを必ず確認してください。
- (5) 技術的あるいは経済的な理由等により、研修受講者が通信・遠隔研修を受講できない等の不利益が生じないように、十分に配慮してください。
- (6) 研修については、連続・集中した期間内に受講する必要は無く、通信・遠隔研修により、日常の業務に支障のないタイミング等を選択して、受講することが可能であることに留意してください。

実施可能な行為

- たんの吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）
- 経管栄養（胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養）

介護職員等の範囲

- 介護福祉士
- 介護福祉士以外の介護職員等
- ※一定の研修を修了した者を都道府県知事が認定

登録研修機関

- たんの吸引等の研修を行う機関を都道府県知事に登録
- 登録の要件
 - ☆喀痰吸引等研修を行うこと（※）
 - ☆医師・看護師その他の者を講師として研修業務に従事
 - ☆研修業務を適正・確実に実施するための基準に適合等

（※）喀痰吸引等研修の内容

- ・講義＋演習＋実地研修で構成
- ・対象者を特定せずたんの吸引等を行う場合と、特定する場合、実施する行為を限定する場合によって研修内容が異なる
- ・研修受講後、都道府県より「認定証」を交付

登録事業者

- 自らの事業の一環として、たんの吸引等の業務を行う者は、事業所ごとに都道府県知事に登録
- 登録の要件
 - ☆医師、看護職員等の医療関係者との連携の確保
 - ☆記録の整備その他安全かつ適正に実施するための措置等

＜対象となる施設・事業所等の例＞

- ・介護関係施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、通所介護、短期入所生活介護等）
- ・障害福祉関係施設（障害者支援施設、生活介護、グループホーム等）
- ・在宅（訪問介護、重度訪問介護（移動中や外出先を含む）等）
- ・特別支援学校

実施時期

- 平成24年4月1日施行
（介護福祉士については平成28年4月1日施行。ただし、それ以前であっても、一定の研修を受ければ実施可能。）

喀痰吸引等研修（第1、2号研修）の基本研修（講義50時間）について、インターネット等を使用し、工夫をしている登録研修実施機関にヒアリングを実施

通信・遠隔研修での実施背景

- 新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、対面での喀痰吸引等研修を実施の負担軽減のため、通信・遠隔を用いた研修を実施。
- 喀痰吸引等研修を受講する間、代わりの人材確保などの折り合いがつかず、喀痰吸引等研修を受講しにくいという声があった。

【A登録研修機関】

基本研修（講義50時間分）を、遠隔システム等による双方向のオンラインで実施。

＜講義において工夫している点＞

- ・ 講義では実際の物品を見せながら講義している。
- ・ 双方向に重点を置いているので、講義内容については録画して配信はしていない。
- ・ 双方向の強みを活かし、研修受講者の各施設等での喀痰吸引等の実際について話す時間を設けている。

＜教材の工夫＞

- ・ 喀痰吸引等のテキストを基本とし、講師によってはオリジナルでパワーポイントを作成している。
- ・ 教材作成の際は、図を入れるなどして視覚的にわかりやすい教材になるようにしている。

＜オンライン講義の効果＞

- ・ 県内各地から受講者が集まった。
- ・ 講義を対面で行う場合に比べて理解度が低いということはない。



【B登録研修機関】

基本研修（講義50時間分）を、32時間を通信・遠隔（オンデマンド配信）で行い、18時間を対面で実施。

＜対面で実施した内容＞

- ✓ 安全な療養生活
- ✓ 高齢者および障害児・者の「喀痰吸引」実施手順解説
- ✓ 高齢者および障害児・者の「経管栄養」実施手順解説
- * シミュレーターを活用するものは対面で実施。

＜オンデマンド配信研修の工夫＞

- ・ 喀痰吸引等研修テキストを基に、担当講師（看護師）がオリジナルの動画配信用資料を作成し、それをもって配信用動画を撮影。
- ・ 撮影した動画は事務局が編集。（必要に応じて適宜、内容を更新）
- ・ 受講者は喀痰吸引等研修テキストを参照しながら、独自の動画配信システムで視聴。
- ・ 動画配信システムは受講者の視聴履歴を確認できる仕様。
- ・ 研修期間内であれば、繰り返し動画を視聴することができ、理解度を高めることができるようにした。
- ・ オンデマンド配信研修で不明点等がある受講者は、集合研修時に質問。

喀痰吸引等研修（第3号研修）の基本研修（講義8時間）について、インターネット等を使用し、工夫をしている登録研修実施機関にヒアリングを実施

通信・遠隔研修での実施背景

- 新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、通信・遠隔（オンデマンド配信）を用いた研修を実施。

【C登録研修機関】

基本研修（講義8時間分）を、オンデマンド配信にて実施。

<オンデマンド配信研修の工夫>

- ・ 講義については、登録研修機関の講師が実際に講義している様子を録画し、録画したものをオンデマンド配信している。
- ・ オンデマンド配信については、喀痰吸引等研修を申し込んだ受講者にパスワードが発行される仕組みになっている。オンデマンド配信の動画は、受講者の好きなタイミングで繰り返し視聴することができるようになっているため、連続・集中した期間内に受講する必要はなく、研修修了後も、手技の確認等で視聴することが可能。
- ・ 演習及び筆記試験については、4回/月程度実施しており、登録研修機関において、受講者がオンデマンド配信の動画の視聴を確認した後でなければ、演習及び筆記試験の予約ができない仕組みにしている。
- ・ 講義部分に関する質問がある場合は、メールなどで事前に受付け、演習にて講師と対面した際に講師から回答している。
- ・ 筆記試験を対面にて実施し、受講者の知識が修得されているかどうか確認している。

<オンライン実施による受講者への影響>

- ・ 動画を繰り返し見直すことができるので受講者にとっては利便性が増したという声が聞かれるようになった。

